

福井県報

号外第33号

令和7年
3月31日(月)

火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

条 例

※福井県県税条例の一部を改正する条例（27・税務課）	2
※特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（28・同）	4

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県県税条例の一部を改正する条例（条例第27号 税務課）

- 1 不動産取得税関係
住宅および土地の取得に係る不動産取得税を減額する特例措置について、適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第8条の3関係）
- 2 自動車税関係
地域住民の生活に必要な路線の運行の用に供する乗合バスに係る環境性能割を非課税とする特例措置について、適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第8条の12関係）
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号 税務課）

- 1 促進区域における課税免除関係
課税の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとした。（第3条の4関係）
- 2 原子力発電施設等立地地域における不均一課税関係
課税の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第4条の2関係）
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

条 例

福井県県税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第27号

福井県県税条例の一部を改正する条例

福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(軽油引取税のみならず課税)</p> <p>第117条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡または輸入に対し、当該消費、譲渡または輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡または輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量 <u>(第1号または第2号の場合にあっては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、または課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあっては、第133条の6第1項第1号または第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費または譲渡に係る軽油に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課されるべき軽油または揮発油が含まれているときは、当該消費または譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油または揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)</u> を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡または輸入をする者に課する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則 (不動産取得税の減額等)</p> <p>第8条の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第8条第1項に規定する貸家住宅の用に供する土地の取得を令和9年3月31日までにした場合における第71条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当</p>	<p>(軽油引取税のみならず課税)</p> <p>第117条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡または輸入に対し、当該消費、譲渡または輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡または輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡または輸入をする者に課する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則 (不動産取得税の減額等)</p> <p>第8条の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定する貸家住宅の用に供する土地の取得を令和7年3月31日までにした場合における第71条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については</p>

該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条、次条第2項および第74条第2項において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等においては、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分で施行令第39条の2の4第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第8条第1項に規定する貸家住宅（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された1の部分で施行令附則第8条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

2 知事は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が法附則第11条の4第2項に規定する改修工事対象住宅（以下この条において「改修工事対象住宅」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について同項に規定する改修工事（以下この項および第6項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行った後、当該住宅性能向上改修工事を行った当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条第2項に規定するもの（以下この項および第4項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和9年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

3 （略）

4 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、法附則第11条の4第4項に規定する特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供し

、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条、次条第2項および第74条第2項において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等においては、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分で施行令第39条の2の4第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定する貸家住宅（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された1の部分で施行令附則第9条の2第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

2 知事は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が法附則第11条の4第2項に規定する改修工事対象住宅（以下この条において「改修工事対象住宅」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について同項に規定する改修工事（以下この項および第6項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行った後、当該住宅性能向上改修工事を行った当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの（以下この項および第4項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

3 （略）

4 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、法附則第11条の4第4項に規定する特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供し

たときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5 （略）

（自動車税の環境性能割の非課税）

第8条の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの（国が交付する車両の購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供するものに限る。）の運行の用に供するバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、第134条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

たときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5 （略）

（自動車税の環境性能割の非課税）

第8条の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの（国が交付する車両の購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供するものに限る。）の運行の用に供するバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、第134条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

第2条 改正後の第117条第1項（同項第1号、第2号および第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後の軽油の消費および譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費および譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第28号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（昭和44年福井県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(促進区域における県税の課税免除)</p> <p>第3条の4 促進区域内において、平成29年9月29日から<u>令和10年3月31日</u>までの期間内に、承認地域経済牽引事業計画（地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に従って次項に規定する促進区域内対象施設を設置した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税)</p> <p>第4条の2 原子力発電施設等立地地域内において、平成14年4月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの期間内に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業（以下この項において「製造業等」という。）の用に供する設備（1の生産設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業の用に供する設備にあっては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。以下同じ。）の数が15人を超えるものに限るものとし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうち次項に規定する対象設備（以下「立地地域内対象設備」という。）を含むものを新設し、または増設した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第44条、第49条の5、第61条または第174条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(促進区域における県税の課税免除)</p> <p>第3条の4 促進区域内において、平成29年9月29日から<u>令和7年3月31日</u>までの期間内に、承認地域経済牽引事業計画（地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に従って次項に規定する促進区域内対象施設を設置した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税)</p> <p>第4条の2 原子力発電施設等立地地域内において、平成14年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの期間内に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業（以下この項において「製造業等」という。）の用に供する設備（1の生産設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業の用に供する設備にあっては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。以下同じ。）の数が15人を超えるものに限るものとし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうち次項に規定する対象設備（以下「立地地域内対象設備」という。）を含むものを新設し、または増設した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第44条、第49条の5、第61条または第174条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	

